貸 金 庫 規 定

（カード方式）

川口信用金庫

2025 年 6 月

貸 金 庫 規 定(カード方式)

１条（格納品の範囲）

（１）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

①公社債権、株券、契約証書、その他の有価証券。

②預金通帳、証書、契約証書、権利証書、その他の重要書類。

③貴金属、宝石、その他の貴重品。

④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

（２）当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

※但し、マネーロンダリングや貸金庫の不正利用等の防止の観点から、現金を含むリスクが高いと考えられる物品等は格納できません。

２条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに借主、または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

３条（使用料）

（１）貸金庫の使用料は、金庫所定の料金により１年分前払いするものとし、毎年、当金庫の指定日４月１６日（休日の場合翌営業日）に、借主が指定した預金口座から自動引落しいたします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。

（２）使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

４条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

５条（暗証の届出、カードの発行）

貸金庫の利用にあたっては、ご使用になる暗証を貸金庫利用カード暗証届（以下「暗証届という）に記入のうえ、届出てください。当金庫は貸金庫利用カードを発行します。

また、代理人を指定なさるときは、代理人の暗証を暗証届に記入のうえ届出てください。この場合、当金庫は代理人が使用する貸金庫カードを発行します。代理人の届出があるときは、代理人にこの規定を適用します。

6条（貸金庫の開閉等）

（１）貸金庫の開扉等取扱時間は、平日の午前９時から午後３時までです。

（２）貸金庫ブースの入室及び貸金庫の搬出は、借主または借主が予め届出た代理人が、貸金庫利用カードを使用して行ってください。

（３）開庫にあたっては、借主または借主が予め届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

（４）格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

（５）利用後は、タッチパネルの「退出」を押すことで、貸金庫は貸金庫室内に自動的に搬送格納されます。

７条（届出事項の変更等）

（１）届出の印章および暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて当引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。印章・正鍵・貸金庫カードを紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

（２）届出のあった名称、住所にあてて、当金庫が通知、又は送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

８条（正鍵・貸金庫利用カード喪失時等の取扱い）

（１）正鍵もしくは貸金庫カードを紛失したあるいは毀損した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（２）貸金庫利用カードを紛失した場合で、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

（３）貸金庫利用カードを紛失または毀損した場合で、貸金庫利用カードを再発行するときは金庫所定のカード発行代金を支払ってください。

（４）正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費および当金庫所定の手数料）を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

９条（暗証照合、印鑑照合等）

（１）貸金庫ブースの入室及び貸金庫の搬出にあたり、カード読取機操作の際使用された貸金庫利用カードを確認のうえ記録し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証の一致を確認して入室、貸金庫の搬出その他の取扱をしましたうえは、借主または代理人自身が操作したものとし、貸金庫利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵についても当金庫は確認する義務を負いません。

（２）諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０条（損害の負担等）

（１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

（２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

（３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

１１条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第１２条第３項第１号、第２号Ａから Ｅおよび第３号Ａから Ｅのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１２条第３項第１号、第２号Ａから Ｅまたは第３号Ａから Ｅの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

１２条（解約等）

（１）この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫利用カード及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、貸金庫利用カードまたは届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。

（２）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借主が使用料を支払わないとき。

②借主について相続の開始があったとき。

③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑤カードの改ざん、不正使用など、当金庫がカードの利用を不適当と認めたとき。

⑥借主、または代理人がこの規定に違反したとき。

⑦マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。

（３）前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金

庫の業務を妨害する行為

E. その他本号Ａから Ｄに準ずる行為

（４）前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日に属する月の翌月から、明け渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合、第３条第３項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた場合は直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第３条１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

（５）第１項から第３項による貸金庫の明け渡しが３ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

（６）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

１３条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り、または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

１４条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１５条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

１６条（成年後見人等の届け出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（４）第３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。なお、届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１７条（規定の変更等）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上